

国際仲裁における第三者資金提供

Third-Party Funding in International Arbitration

梶 田 幸 雄*

I. はじめに

国際投資・商取引において紛争が生じたときに、当事者が仲裁による解決を選択することが増える中で¹⁾、仲裁にかかる費用の増加という問題が生じている。この問題への対策として、日本ではあまり聞くことはないが、第三者資金提供 (Third-Party Funding) の利用が国際仲裁の特徴になりつつある²⁾。ロンドンのクイーン・メアリー大学が実施したアンケート調査によると、2018年の時点で回答者の97%が第三者による資金提供を受

* 所員・中央大学法学部教授

- 1) As of June 30, 2022, ICSID had registered a total of 888 cases under the ICSID Convention and Additional Facility Rules since the first case was registered in 1972. ICSID registered 50 new cases in FY2022 (July 1, 2021 – June 30, 2022) (<https://icsid.worldbank.org/news-and-events/news-releases/icsid-releases-new-caseload-statistics-2022-fiscal-year>, last visited December 27, 2022), UNCTAD “Investment Dispute Settlement Navigator” (<https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement>, last visited December 27, 2022), In 2021, the Secretariat of the ICC International Court of Arbitration registered 853 new cases in total, comprising 840 cases filed under the ICC Arbitration Rules and 13 under the Rules of IDA as Appointing Authority (<https://iccwbo.org/media-wall/news-speeches/icc-unveils-preliminary-dispute-resolution-figures-for-2021/>, last visited December 22, 2022).
- 2) 例えば、緑川芳江「アジアに進出を始めた Third Party Funding～訴訟・仲裁費用を投資でカバーする時代～」国際商事法務, 43巻7号 (2015) 966頁。

けて仲裁を行った経験があるか、又はその存在を認識しており、第三者資金提供仲裁に肯定的であるという³⁾。調査では回答者の16%が仲裁に際してノンリコース（non-recourse）の第三者資金提供を受けたことがあり、26%が使われるのを見たことがあるとのことであった。クイーン・メアリー大学は、2015年にも仲裁における第三者資金提供問題について調査を実施しているが、この時よりも第三者資金提供仲裁に関する注目度は高まっている。

仲裁とは、一般に契約当事者間で紛争が生じた場合に、当事者が合意の上で当該紛争を利害関係のない第三者（国際仲裁機関又は臨時仲裁廷）に委ね、第三者が中になつて是非の判断を示し、この判断は終局的なものとして当事者に対して等しく法的拘束力を有し、当事者は任意に判断を履行する義務を負うというものである。

ところが、紛争当事者の一方が、第三者から費用提供を受け、仲裁手続を進めた場合、衡平という観点から生じる問題を検討する必要がある。いかなる問題があるかと言えば、仲裁手続において、紛争当事者、紛争当事者の弁護士、仲裁人といったステークホルダーに加えて資金提供する第三者が加わった場合、各当事者間に何らかの利害関係や利益相反関係が生じることはないか、又は、仲裁人及びもう一方の当事者が、第三者資金提供の存在自体を認知しているか否か、認知した場合には、いつ認知したのかなどにより仲裁判断に影響が生じることがあり得る。仲裁人は、衡平な判断をすることができるか。仲裁人が、衡平な判断をするために、制度上どのような取決めが必要であろうか。国際仲裁における第三者資金提供について、衡平という観点から実務の展開における問題について考える必要があるであろう。このことを考える上で、以下、第一に、(1)第三者資金提供の概念を明らかにし、第二に、(2)香港及びシンガポールの制度の概要、第三に、(3)第三者資金提供に関する主な論点、第四に、(4)第三者資金提供と

3) The Queen Mary University of London 2018 International Arbitration Survey: The Evolution of International Arbitration, 2018-International-Arbitration-Survey—The-Evolution-of-International-Arbitration-(2).PDF

衡平の問題について検討をする。

第三者資金提供の概念は、必ずしも共通の概念があるわけではない。それでも、まず国際仲裁における第三者資金提供の基本的な概念を明らかにする必要があるだろう。次に、各国、各仲裁機関において実務上の取扱いも多様であるところ、日本企業が商事仲裁において利用することが比較的多いと思われる香港とシンガポールの第三者資金提供に関する規定について若干の紹介をする。これにより第三者資金提供の比較もある程度しつつ、実務上の課題が明らかになると考える。そこで、この課題として最も重要であるのが第三者資金提供と衡平の問題であるので、この問題に内在する諸課題について検討し、これに対して仲裁機関はいかなる制度整備をする必要があるのかを検討する。以上の順番での検討を通じて、今後の第三者資金提供の制度整備のあり方について考察することができるものと考ええる。

II. 第三者資金提供の概念

第三者資金提供とは、いかなる概念であるのか。現時点において各仲裁機関などにより取扱いの違いなどがあり、必ずしも明確な概念があるわけではない。一般には、仲裁における第三者資金提供とは、紛争の当事者ではない自然人又は組織が、仲裁手続に関わる当事者の費用の全部又は一部をカバーするために、当事者との合意を通じて、当事者に資金を提供することをいう⁴⁾。この概念において、第三者資金提供者、提供される資金、資金提供を受ける仲裁の当事者の概念がそれぞれ問題となる。これに関して、国連国際法取引委員会（United Nations Commission on International Trade Law；UNCITRAL）では、国際投資仲裁手続における第三者資金提供について、ワーキンググループ（Ⅲ）がその定義を試みている⁵⁾。そし

4) ICSID Review - Foreign Investment Law Journal, Volume 38, Issue 1, Winter 2023, pp. 113-139.

5) UNCITRAL Working Group III "Possible reform of investor-State dispute settle-

て、国際投資仲裁手続における第三者資金提供に関わるアクターについて以下のように定義している。

1. 「第三者資金提供者」とは、国際投資紛争（IID）手続の当事者ではないが、手続に資金を提供するか、又はその他の方法で資金を提供する契約を締結する自然人又は法人をいう。
2. 「被資金提供者」とは、第三者の資金提供の恩恵を受ける IID 手続の当事者をいう。
3. 「第三者資金」とは、手続の結果に応じた報酬と引換えに手続の当事者ではない自然人又は法人（第三者資金提供者）による IID 手続の当事者（被資金提供者）への直接的又は間接的な資金提供又は同等の支援を提供することをいう。

第三者資金提供に関する上述の定義においても、それぞれの概念は明確であるとは言えそうにない。なお明らかにすべき争点には、(1)第三者の概念、(2)被資金提供者、(3)資金提供の範囲、(4)資金提供契約の内容がある。以下、これらの問題点を指摘する（その内容の検討はⅣで行う）。

第一に、(1)第三者の概念である。一般的には法的な利害関係を有さない者ということになるであろう。しかし、この概念は曖昧であり、UNCITRAL ワーキンググループ（Ⅲ）は、この概念を実務の動向からもう少し広げて考えようとしている。そこで、第三者をより具体的に定義する必要がある。第三者には、主に、①クライアントから委任を受けた弁護士法

ment (ISDS) Draft provisions on third-party funding”, “Possible reform of investor-State dispute settlement (ISDS) Draft provisions on procedural reform” (https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/wp_219_-_draft_provisions_on_procedural_reform_.pdf) “Initial Draft on the regulation of third-party funding Compilation of comments” (https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/compilation_of_comments_tpf_1.pdf).

人，②保険会社，③外部の機関——企業，銀行，その他金融機関がある⁶⁾。

第二に，(2)被資金提供者についてであるが，紛争当事者であればいかなる者でも良いのか。紛争当事者の範囲が問題となるが，広範に捉えると紛争が増えるということが十分に考えられ，リスクが高くなるという懸念も生じる。では，資金提供を受けられる当事者を限定する必要があるとすれば，どのような当事者であれば資金提供を受けられるとするのか。同時に資金の提供源についての検討も必要であろう。

第三に，(3)資金提供の範囲である。一般に第三者が負担する費用には，広義では訴訟保険，訴訟貸付，弁護士リスク，弁護士からの資金提供などに代表される有償資金・無償資金を含め，法的な利益を得ることなく第三者（紛争には関係のない親族，友人，公益団体，その他の機関を含む）が当事者のために提供する紛争解決費用がある。ここでは訴訟における第三者資金提供も含まれ，その概念は広すぎる。これに対して狭義の第三者資金とは，原則として有償資金のみを指し，資金提供者の性質や資金提供の目的等に制限があるものをいう。この概念では，主体や客体，資金提供の方式などが判然とせず，一般的概念としても，また，本稿の課題である国際仲裁における概念としても用いることはできそうにない。そこで，国際仲裁に限定して言えば，例えば，中村達也教授は，「第三者による仲裁費用の提供には，代理人弁護士の全面成功報酬制 (contingency fee arrangement)，条件付成功報酬制 (conditional fee arrangement) による場合のほか，仲裁費用保険等の利用があるが，これら以外に，資金提供者が当事者との資金提供契約に基づき，当事者に対し仲裁手続に必要な資金を提供し，当事者は，請求が棄却された場合には，資金提供者に対する支払義務はないが，請求が認容され，あるいは，和解が成立し，請求金額の全部又は一部を回収することができた場合には，約定の一定額を資金提供者に支払うという資金提供がある。」とし，資金提供の範囲について叙述している⁷⁾。

6) L. Bebbch Nieuwveld & V. Shannon Sahani, *Third Party Funding in International Arbitration*, 2nd edn., Kluwer Law International BV, 2017, p. 3.

7) 中村達也「第三者資金提供と仲裁手続」*國士館法學*，第50号（2017. 12）3

第四に、(4)資金提供契約の内容である。資金提供する上で、契約自由の原則に完全に委ねられるのか。紛争当事者が仲裁手続費用を賄えないゆえに第三者から資金提供を受けるわけであるが、そうであると資金提供者の方が当事者よりも優位であり、不当な要求をする懸念はないか。一定の制約を設け、資金回収の範囲などを定める必要はないであろうか。

以上の争点について、IVにおいて検討をするが、その前に香港及びシンガポールの制度についてその概要を見てみたい。

III. 第三者資金提供制度の概要

1. 第三者資金提供利用の概況

現在、オーストラリア、英国、米国、香港、シンガポールなど多くの国・地域が、仲裁法又は仲裁規則で第三者資金提供を許容する仲裁制度を定めている。これらの国・地域では、仲裁の第三者資金提供の正当性を政府部門と仲裁機関が共に推進している。2015年に香港立法会仲裁小委員会は「仲裁の第三者資金提供に関する報告書」を提出した(2016年に最終協議報告書を提出)。これを受けて香港立法会は、2017年6月14日に香港仲裁条例の修正案を可決した。さらに、国際法曹協会や国際商事仲裁委員会(ICCA)などの主要な国際仲裁センターや機関も仲裁規則を改訂することにより、仲裁に第三者資金提供制度を導入している。2017年1月10日にシンガポールは改正民法、第三者資金提供規則、及び弁護士規則を採択し、仲裁当事者に対する第三者資金提供を認めた。

以下、日本企業が商事仲裁において利用することが比較的多いと思われる香港とシンガポールの第三者資金提供に関する規定について、本稿で取り上げる論点を中心に若干の紹介をする。なお、香港もシンガポールも第

頁。ほかに第三者資金提供の概念について例えば、Rachale Mulheron, England's unique approach to the self-regulation of third party funding: a critical analysis of recent developments [J]. Cambridge Law Journal, 2014(73), pp. 570-597がある。

三者資金提供を多く利用していると言われるコモンロー諸国の制度と大きく異なることはなく、特異な制度内容とはなっていないので、制度の全体像の概略を把握する上でも適当であると考え。さらにシンガポールは、仲裁機関が第三者資金提供に関する先行例を参照しつつ、存在する懸念や課題に応えるような制度構築を目指していると評価されているので、ここで取り上げる意味もあると考え。

2. 香港, シンガポールの制度概要

(1) 香港

香港国際仲裁センター (Hong Kong International Arbitration Centre ; HKIAC) の2018年仲裁条例⁸⁾は、第6章第44条において第三者資金提供について以下のとおり規定をし、これを認めることとした。

44.1 資金提供契約が締結された場合、資金提供を受けた当事者は、他のすべての当事者、仲裁廷、緊急仲裁人、及びHKIACに、書面により以下の通知をするものとする。

- (a) 資金提供契約が締結されたという事実、及び
- (b) 資金提供を行う第三者の身元。

44.2 44.1で言及されている通知：

- (a) 仲裁開始前又は仲裁開始後に締結された資金提供契約は、緊急仲裁人の選任申請、仲裁通知、仲裁通知への回答、追加申立又はこれに対する回答の中で通知しなければならない。
又は、
- (b) 仲裁開始後に締結された資金提供契約について、資金提供契約が締結された後、速やかに通知しなければならない。

8) 香港国際仲裁中心機構仲裁規則 (2018) (https://www.hkiac.org/sites/default/files/ck_filebrowser/PDF/arbitration/2018%20Rules%20book/2018%20AA%20Rules_Simplified_web%20%28saved%20in%202019%20May%29.pdf)。なお、2019年2月1日に仲裁条例 (Cap 609) (AO) の改正が発効している。

44.3 44.1の情報を開示した後に変更が生じたときには、資金提供者はこの変更について開示しなければならない。

また、HKIACは、仲裁条例を補うために第三者の資金提供者及び潜在的な第三者の資金提供者を対象とした行動規範「第三者資金提供仲裁実務守則」（以下、「Code」という）を定めた⁹⁾。以下その注目すべき内容をごく簡単に示しておく（以下、括弧内の数字はCodeの条項である）。

i) 資金提供契約に際して資金提供者は、資金提供を受けた当事者に、独立した法的助言を求める権利があることを周知させる必要がある(2.3(1))。

ii) 資金提供契約を交わすことのできる第三者に自己資本要件を定めた。これについて、資金提供者は、最低36ヵ月間にわたり資金調達契約に基づくすべての資金調達債務をカバーする能力を維持し(2.5(1)b)、最低2,000万香港ドル以上の自己資本があること(2.5(2))が必要である¹⁰⁾。このときに、仲裁の当事者若しくは当事者の可能性があるか、又は当事者のために活動する弁護士若しくは法律事務所による資金提供は認められない。これは、香港では成功報酬及び条件付報酬を受ける取決めが禁止されているからである。

iii) 利益相反に関して、資金提供者は、資金提供契約の期間中に資金提供契約に関連して資金提供者が行う活動に関連して発生する可能性のある利益相反を管理するための効果的な手続をしなければならない(2.6(1))。利益相反には、弁護士が資金提供者と被資金提供者の双方のために行動する場合、又はそのような当事者間に既存の関係がある場合が含まれる。こ

9) 第三者資助仲裁実務守則 (<https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20182249/cgn201822499048.pdf>), Code of Practice for Third Party Funding of Arbitration issued (<https://www.info.gov.hk/gia/general/201812/07/P2018120700601.htm?fontSize=1>) (last visited December 28, 2022).

10) 英国法の資本要件は、約200万ポンドであるのに対し、香港は500万ポンドと資本要件を重くしている。

のような利益相反があるときには、この情報を資金提供を受けた者に開示しなければならない(2.7)。

iv) 守秘義務と法律専門家の特権については、資金提供者は、香港の法律又はその他の適用法が許す範囲で、仲裁及び資金提供契約に関する情報及び文書の秘密を守らなければならない(2.8)。

v) 情報開示に関しては、資金提供者は、資金提供を受けた当事者に第三者資金提供に関する情報を開示する義務があることを認識させなければならない(2.10)。同時に、資金提供を受けた当事者は、資金提供契約で要求された場合、又は仲裁機関によって命令された場合、若しくはその他の方法で要求された場合を除き、資金提供契約の詳細を開示する義務を負うことはない(2.11)。

vi) 不利な費用に対する責任について、資金提供契約は、資金提供者が資金提供を受けた者に対して、①不利な費用に対する責任、②保険料の支払い、費用保険の取得、③費用保証の提供、④その他の費用に対して、責任を負う(2.12)。香港では、敗者負担の原則が適用されているところ、仲裁廷は資金提供者などの第三者に対して管轄権を有してはいないので、直接に費用の負担を命じることができない。そこで、Codeにおいてこのような規定を設けたものである。

vii) 資金提供契約終止について規定したことも特徴と言える。資金提供者は、以下の4つの事由がある場合に資金提供契約を終止することができる。①仲裁又は調停のメリットについて合理的理由で納得できなくなったとき、②仲裁における資金提供を受けた当事者が極めて不利となる見通しが生じ、これを合理的に信じる理由が生じたとき、③紛争の全部又は一部を解決するための調停において、資金提供を受けた当事者が相手方当事者と何らかの合意に達し得る見通しに重大な不利となる変化があったと合理的に信じる理由があるとき、④資金提供を受けた当事者が資金提供契約に重大な違反を犯したと合理的に信じる理由があるときである(2.13)。これ以外の事由による資金提供者からの契約解除は認められない。

(2) シンガポール

シンガポールでは、2017年に民事法（Civil Law Act）が改正され、国際仲裁における第三者資金提供が許容された¹¹⁾。さらに、2016年6月28日に民事法と第三者による費用負担に関する規則（Civil Law (Third-Party Funding) (Amendment) Regulations 2021）が施行され、①国際仲裁及び国内仲裁、②仲裁に関する裁判手続、③仲裁に関する調停手続、④シンガポール国際商事裁判所（SICC）における手続、⑤SICCにおける手続に関連した調停手続においても第三者資金提供が利用できるようになった。これに伴って、2014年弁護士法規則（Legal Profession (Representation in SICC) Rules 2014）も見直される予定であるという。弁護士職務規則の下で実務家は裁判所や仲裁廷、及び手続のいずれの当事者に対しても資金提供契約の存在及び費用負担者の住所を含めた情報を開示しなければならない。また、弁護士職務規則は、実務家に対して顧客との間で資金提供契約を締結しようとする第三者から委任を受けたり、当該第三者から持ち分を譲り受けたりすることを禁じている。なお、シンガポールでは、資金提供する第三者は、主たる事業として資金提供を行う者であることが求められ、非営利の資金提供（プロボノとしての資金提供や資金提供を本業としない個人や企業からの資金提供など）を排除している。

シンガポール仲裁人協会（SIArb）は、民事法改正を歓迎し、2017年5月に第三者資金提供に関するガイドライン「SIARB (SINGAPORE INSTITUTE OF ARBITRATORS) GUIDELINES FOR THIRD PARTY FUNDERS」（以下、「SIArb ガイドライン」という）を定めた¹²⁾。これは、シンガポールに所在する国際仲裁の当事者に資金を提供しようとする資金提供者のべ

11) <https://dentons.rodyk.com/en/insights/alerts/2021/july/7/singapore-third-party-litigation-funding-japanese> (last visited January 21, 2023)

12) SIARB (SINGAPORE INSTITUTE OF ARBITRATORS) GUIDELINES FOR THIRD PARTY FUNDERS (https://www.siarb.org.sg/images/SIArb-TPF-Guidelines-2017_final18-May-2017.pdf).

ストラクティスを促進することを目的とし、資金提供者と被資金提供者の間の透明性と説明責任を明確にし、資金提供者及び被資金提供者とその弁護士が SIArb ガイドラインに定められた推奨事項を資金提供契約に際しての参照に供するものである。以下、この SIArb ガイドラインの主要な内容の一部をごく簡単に示しておく（以下、括弧内の数字は SIArb ガイドラインの条項）。

i) 契約準備段階において、資金提供に関心のある当事者及びその弁護士、その他の当事者に関連するか否かにかかわらず、合理的に予見可能な利益相反を引き起こす可能性がないことを確認し（2.1.2）、資金提供に関心のある当事者が資金提供のメリットを評価する際に、法律で規定されている範囲のあらゆる情報及び文書の機密性及び / 又は秘匿特権保護を遵守するものとする（2.2）。

ii) 第三者資金提供契約に関しては、資金提供契約は拘束力のある合意であり（3.1）、①書面性、②被資金提供者に提供される資金の額の明示、③資金提供者の投資収益の明示、また、④被資金提供者のために明確かつ簡潔な方法で書かれることが要請される。また、資金提供者と被資金提供者との間で発生する可能性のある紛争につき、公正で透明性のある独立した紛争解決法を定めることも必要である（3.1.7）。さらに、資金提供者は、被資金提供者に対して、①不利な費用に対する責任を負い、②費用保険料を納付し、③費用保証、及び④その他金銭的責任を果たすものとする（3.2）。

iii) 資金提供は、紛争解決手続が終了するか、適法に終了するまで、適切な第三者資金提供者の資格及びその他の要件を引き続き満たしていることを保証するために必要な措置を講じるものとする（4）。

iv) 資金提供者は、法律で規定されている範囲で資金提供者と被資金提供者の間で合意された機密保持契約に従うことを条件として、すべての情報及び文書の機密性及び / 又は秘匿特権保護を遵守するものとする（5）。

vi) 利益相反に関しては、次のとおりである。第一に、資金提供者は、次のことを行うことを禁じられる（6.1）。①被資金提供者の弁護士がその

義務に反する行為を行い、又は行う可能性のある措置を誘発又は講じること、②クライアント又は潜在的なクライアントの紹介を受けたか、又は紹介を受けるために、弁護士に手数料など収益の一部を支払うこと、③資金提供者を代表する弁護士が直接又は間接的に資金提供者の株式などを保有することを故意に許可すること、④資金提供者に紛争の管理又は実施を譲渡するよう被資金提供者の弁護士に働きかけること、⑤当事者間で利益相反が生じた場合に資金を提供し続けること（資金調達の過程で、そのような紛争の可能性があると思われるときには、資金提供者は、注意を喚起し、生じる可能性のある紛争解決法についての説明義務を負う）。第二に、被資金提供者は、次のことを行うことが要請される（6.2）。①被資金提供者が弁護士費用の支払いを行う場合でも、被資金提供者の弁護士は、専門家としての倫理的義務及び資金提供者に対する忠誠義務と守秘義務を負っていることを認識すること、②資金提供者が紛争解決法案につき被資金提供者の弁護士と直接合意をするときには、事前に被資金提供者の同意を得ること、③資金提供契約に利益相反及び合理的に予見される利益相反に対処するための効果的な手続が定められていることを確認すること。

vii) 契約の終止に関して、明確に規定された条件が生じた場合には、契約を終始することができるが、資金提供契約の終止にかかわらず、未払いの債務に対しては引き続き資金提供者が責任を負うものとする（7）。

viii) 開示に関して、資金提供者は、適用される規則、又は仲裁廷若しくは裁判所の命令により、資金提供に関する情報を被資金提供者及びその弁護士と協力して開示しなければならない（8）。

以上、主に第三者資金提供に関する香港及びシンガポールの制度を概観したが、現行の諸制度の内容を踏まえて、以下、第三者資金提供に関する個別の論点について確認する。

IV. 資金提供者, 被提供者, 提供方式と範囲

1. 資金提供者

第三者資金提供の主体としての第三者には、民事訴訟・仲裁の当事者、当該紛争に関わって独立請求権を有する第三者、独立請求権を有しない第三者だけでなく、親族関係や資本関係、経済的パートナーシップから生じる利害関係のある者が除外されることになる。

Aceris Law LLC は、国際仲裁における第三者資金提供者として39の法律事務所などをリストアップしている¹³⁾。中国には、Weian Legal Finance や Duomeng Litigation Funding などの大手資金提供者や法律事務所が設立したその他の第三者資金提供者が存在し、ほとんどの第三者資金提供者は、主に中国の著名な商業及び金融の中心地である北京、上海、深圳、広州に拠点を置いている¹⁴⁾。このように、紛争当事者が選任する仲裁人には、大手法律事務所の弁護士であることが多い。資金提供者として登録する際に審査を経るのであり、このときに公正・衡平な業者であることが求められるゆえんでもある。

2. 被資金提供者 (紛争当事者, 弁護士)

被資金提供者は、紛争当事者の一方である。また、当該紛争当事者が委任した弁護士も資金提供の重要な受け手である。なぜならば、弁護士は仲裁手続において委任者を支援する中で仲裁費用一部を支払うことがあるからである。これは、成功報酬 (contingent fee) という考え方の存在によ

13) <https://www.international-arbitration-attorney.com/third-party-funders-international-arbitration/> (last visited December 28, 2022)

14) Kent WOO Xiaoliu BAI Veronica LIN “Third Party Funding in China” Publications Articles Newsletters Zhong Lun Horizons Zhong Lun Annual Reports (<https://www.zhonglun.com/Content/2020/05-14/1534245049.html> (last visited April 4, 2023)).

る。しかし、現実には多くの法律事務所は成功報酬の取決めについて消極的である。仲裁におけるリスクを伴うために法律事務所は、可能な限りリスクを回避しようとしているからである。したがって、法律事務所としては、自らが費用を負担し、リスクを負うよりも第三者による資金提供を歓迎することであろう。

3. 資金提供の方式と範囲

第三者資金提供は、仲裁費用、弁護士費用、専門家の招聘費用などの費用を含み、弁護士の成功報酬や訴訟保険制度に比べてカバーされる範囲は広く包括的なものである。第三者資金提供と類似の制度に訴訟保険があるが、これは当事者に事件の目的物に応じた保険金の支払いを要求し、当事者の訴訟リスクの一部を移転するものである¹⁵⁾。訴訟ローンもあるが、これは多くの場合、当事者が対応する資産を担保として提供することが要求されるのであり、当事者の資産、資金力がなければ利用できない。政府系の支援は、係争事件が公共のものであるか否か、当事者の資金力などに関して出捐要件がある。これらの一部は、間接資金の提供の概念に含まれるものもある。間接的資金提供とは、間接的という言葉が示すとおり、紛争当事者が資金提供をする第三者以外の者から資金提供を受けることをいう。例えば、紛争当事者の会社代表者や関連会社からの資金提供、エクイティファイナンスの利用、その他の第三者以外から財政的支援を受けることをいう。

日本商事仲裁協会によれば、仲裁費用は大きく、①仲裁人報酬金・経費、②管理費用、③代理人その他専門家の報酬及び経費のうち仲裁廷が合理的と認めるもの、④仲裁手続のための合理的な費用の4つに分類される¹⁶⁾。①の仲裁人報酬金は、時間単価制か固定額になり、当事者双方が納

15) 例えば、日本商工会議所は、海外知財訴訟費用保険制度の利用を推奨し、いくつかの保険会社を紹介している (<https://www.ishigakiservice.jp/intellectual-asset> (last visited January 2, 2023))。

16) <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/costs.html> (last visited January 2, 2023)

付する予納金から支払われるものであり、仲裁人経費は、仲裁人が作業をする中で必要な合理的経費、例えば、交通費（航空運賃はビジネスクラス料金とし、他の交通手段においてもこれに相当するクラスの料金とする）、郵便、クーリエ、電話、コピーその他事件の特性により合理的に必要な経費として日本商事仲裁協会が認めるもの、また、宿泊を必要とする場合には、宿泊費（食事代その他の費用を含む）がある。②の管理費用は、仲裁機関の手数料として、紛争金額に応じた金額を申立人（反対請求については、反対請求申立人）に申立時に納付するものである。③の代理人その他専門家の報酬及び経費のうち仲裁廷が合理的と認めるものには、各当事者が、主張・立証活動のために支出した代理人弁護士報酬・費用、必要な専門家・証人などの費用、通訳・翻訳費、交通費その他の費用がある。④の仲裁手続のための合理的な費用には、日本商事仲裁協会が、当事者からの依頼により審問会場や通訳者の手配等の各種サポートを行ったことにより、同協会が支払うこととなった実費（会場代、通訳料等）であり、当事者双方の予納金から支払われるものである。

V. 第三者資金提供と衡平の問題

仲裁人は、衡平及び善に基づいて、公正な判断をしなければならない。紛争当事者の請求、権利が平等に考慮され、判断を示すことが衡平の原則にかなうということになる。このとき当事者の一方に第三者からの資金提供があった場合に衡平性に関していかなる問題が生じるか。第一に、(1)仲裁人及び仲裁廷が、第三者資金提供に何ら影響を受けることがないように独立していなければならないという問題がある。仲裁人及び仲裁廷は、自らを規律するためにどのような問題について注意する必要があるだろうか。第二に、(2)仲裁人及び仲裁廷が独立を確保しているというためには、第三者資金提供があるという事実が仲裁人及び仲裁廷に開示されなければならないという問題がある。この問題に派生して、第三者資金提供の開示が仲裁人及び仲裁廷に対して行われれば良いのか、紛争当事者の相手方に

も開示されなければならないのではないかという問題、このときに弁護士の守秘義務との角逐はないか、開示する対象、開示する時期、開示する方法、開示する範囲・内容はどうかという問題があることも想起できよう。仲裁人及び仲裁廷、又は仲裁手続上の規則として、紛争当事者に衡平であるために第三者資金提供に関してこれを受けた当事者、弁護士に開示を義務付けることができるかということも検討しなければならない。さらに仮に第三者資金提供が開示されなかった場合の効果についても検討する必要があるであろう。仲裁手続に関わる実務上の問題は極めて多岐にわたる。

そこで、以下において第三者資金提供と衡平の問題について検討する。

1. 仲裁における衡平の必要性

第三者資金提供は、仲裁実務にいかなる影響を及ぼすだろうか。Teinver S.A, et al. v. アルゼンチン共和国のケース¹⁷⁾では、仲裁廷も被申立人も当初、第三者の資金提供者の存在を認識していなかった。しかし、メディアが事案の経過を報じるにつれ、申立人が第三者資金提供者から資金提供を受けていたことが明らかになり、被申立人がこの事実を開示することを要求することになった。以後、仲裁廷は、第三者資金提供が実施された時期や第三者資金提供契約の内容が本件に与える影響の有無についても検討した上で、仲裁判断を示すことになった。この意味で、この事件は、当事者に第三者資金提供がある場合には、利益相反の可能性を回避し、仲裁の衡平性と独立性を担保するために当該情報を開示する必要があるとして、第三者資金提供の開示義務を求めるきっかけとなった事件である。では、仲裁人は、第三者資金提供があることを知った場合、これを一方の当事者に開示する義務があるであろうか。この義務があった場合、仲裁人が開示義務を履行しなかったとき、後に仲裁判断の承認・執行につき裁判で

17) Teinver S.A, et al. v. Argentine Republic, ICSID Case No. ARB/09/1 (http://icsidfiles.worldbank.org/icsid/icsidblobs/onlineawards/c520/ds12192_en.pdf).
また、井上葵「サード・パーティ・ファンディングと投資仲裁」JCA ジャーナル、67巻1号 [2020. 1], 47-54頁。

争われることになる、このときに仲裁判断の有効性を判断することに影響が及ぶ可能性が生じる。すなわち、仲裁人が開示を怠ると、仲裁手続に瑕疵があるという一方当事者からの抗弁が生じることになり、仲裁判断が無効となり又は承認・執行が拒否される可能性がある。

そこで、米国では、こうした問題に対応すべく the appearance of bias の原則が確立されている。Commonwealth Continental Coating Corp v. Continental Casualty Co. 事件¹⁸⁾がよく知られている。この事件で、被申立人は、指名・任命された仲裁人が所属する会社の以前からのクライアントであった。仲裁判断がなされた後に初めてこのことを知った申立人は、仲裁人が開示義務を遵守しなかったことは「明白な不正」であるとして、仲裁判断の取消しを請求した。地方裁判所及び控訴審裁判所は、仲裁人が開示義務を怠ったものの、事件全体を通じて仲裁人による事実上の不正はなかったと判断した。しかし、最高裁判所は、仲裁人の衡平性は裁判官よりも偏見の存在について注意を払うべきであるとして下級審の判決を破棄し、仲裁判断を無効とした。この事件は、第三者資金提供に関するものではなく、この原則が他国でも適用されているかというところではないが、仲裁人が第三者資金調達情報の開示義務を履行しない場合、仲裁人の信用に問題が生じることにはなるであろう。

英国においても議論はある。最高裁判所が Halliburton Company v. Chubb Bermuda Insurance Ltd. 事件¹⁹⁾ で仲裁人の the appearance of bias を審査するとした判決がある²⁰⁾。仲裁人が開示義務に違反した場合、仲裁

18) Roger C. Hartley, Note, Appearance of Bias as Grounds for Vacating an Arbitrator's Award – Implications of Commonwealth Coatings Corp. v. Continental Casualty Co. for Labor Arbitration (<https://scholarship.law.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1620&context=scholar> (last visited April 4, 2023)).

19) <https://www.supremecourt.uk/cases/docs/uksc-2018-0100-judgment.pdf>

20) Halliburton Company (Appellant) v. Chubb Bermuda Insurance Ltd (formerly known as Ace Bermuda Insurance Ltd) (First Respondent) (<https://www.supremecourt.uk/cases/docs/uksc-2018-0100-judgment.pdf>). Supreme Court clarifies arbitrator bias test and arbitrators' duty of disclosure (<https://www.dacbeachcroft>).

判断の承認・執行が拒否される可能性も生じる。「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（以下、「ニューヨーク条約」という）第5条第1項(d)は、仲裁手続が当事者間の合意に反するか、又は合意がないときに仲裁判断の承認・執行を拒否することができるとしている。仲裁地の法律が仲裁人に第三者資金提供者との関係の開示を含む開示義務を履行することを要求しているにもかかわらず、仲裁人がこれに反したときには仲裁手続の正当性は保証されず、承認・執行が拒否される可能性があることになる。

では、第三者資金提供との関連で仲裁人はいかに独立を確保すべきであるのか、情報開示の問題についてどのように対処する必要があるのか。この問題について以下で検討する。

2. 仲裁人の独立

仲裁人の独立性と衡平性は、国際仲裁における最も基本的な原則の1つである。これは仲裁が私的な性質を有するがゆえである²¹⁾。資金提供者の関与が仲裁人の独立性又は衡平性の問題を引き起こす可能性、すなわち仲裁人も利益相反を引き起こす可能性がある。国際仲裁は、非常に多く利用されているが、仲裁人になり得る人の数は事件件数の割には必ずしも多いとは言えず、国際仲裁を扱う法律事務所、弁護士も大手法律事務所及び所属の弁護士にある程度まで限られているということがある。また、国際仲裁事件に資金を提供している機関投資家（第三者資金提供）はさらに少な

[com/es/gb/articles/2021/february/supreme-court-clarifies-arbitrator-bias-test-and-arbitrators-duty-of-disclosure/](https://www.sidley.com/en/insights/publications/2020/12/bias-by-arbitrators-the-uk-supreme-court-clarifies-the-law) (last visited April 4, 2023)). Bias by Arbitrators: The UK Supreme Court Clarifies the Law (<https://www.sidley.com/en/insights/publications/2020/12/bias-by-arbitrators-the-uk-supreme-court-clarifies-the-law> (last visited December 28, 2022)).

21) L. YU HONG and L. SHORE, “Independence, Impartiality, and Immunity of Arbitrators – US and English Perspectives” (<https://www.cambridge.org/core/journals/international-and-comparative-law-quarterly/article/abs/independence-impartiality-and-immunity-of-arbitratorsus-and-english-perspectives/314216A8041D69B3FA253FA8D4BC770F> (last visited December 28, 2022)).

いという事実があることである。紛争当事者が選任する仲裁人には、大手法律事務所の弁護士であることも多い。大手法律事務所であると事務所内で紛争当事者のもう一方の業務を行っていることもしばしばあり、利益相反が容易に生じ得る。

そうであるから、国際法曹協会（International Bar Association）の「国際仲裁における利益相反に関するガイドライン」（IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration；以下、「IBA ガイドライン」という）²²⁾は、仲裁人による情報開示について規定し、仲裁人がある事実又は状況を開示すべきか疑義がある場合には、情報開示する方向で解決されるべきであると規定し（第1章3(d)、仲裁人は、利益相反事由及び仲裁人の公正性又は独立性に合理的疑いを生じさせるおそれのあるあらゆる事実又は状況を特定するための合理的な調査を実施する義務を負い、仲裁人がかかる合理的調査を怠った場合には、仲裁人は、不知を理由として利益相反の不開示の責任を免れることはできないとも規定している（第1章7(d)）²³⁾。IBA ガイドラインは、第三者資金提供が実務において利用されるようになる前に定められたものであるので、この問題について明示的に言及されているわけではない。それでも仲裁人の責務として考慮する必要があるであろう。

では、第三者資金提供に関する情報開示はどのようになされるのか。次にこの問題について検討する。

3. 情報開示

(1) 情報開示する当事者

上述したように第三者資金提供の存在について情報を開示することは、

22) <https://www.ibanet.org/MediaHandler?id=1979E86D-1212-4BD6-8389-2959411F0A00> (last visited April 4, 2023)

23) 公益社団法人日本仲裁人協会による日本語訳を参照 (<https://www.ibanet.org/MediaHandler?id=1979E86D-1212-4BD6-8389-2959411F0A00> (2022年12月28日最終閲覧))。

仲裁手続の衡平性を確保し、手続の透明性を向上させるために必要な条件である。では、情報開示は、誰が、いつ、誰に対して、どのような方法で、いかなる内容・範囲について行えば良いのか。仲裁手続において資金提供をする第三者、当該資金提供を受ける紛争当事者、当該紛争当事者の弁護士、仲裁人が情報を開示することのできる側の関係者として登場する。この各関係者は、それぞれどのような責務を担うことになるのだろうか。

資金提供者が自らこの事実を仲裁人に開示することは考えにくい。また、第三者資金提供を受けた紛争当事者の代理人弁護士が仲裁人に情報を開示することも委任者との間の守秘義務との関係で考えにくく、ときには代理人弁護士が資金提供者になることもあるとすればなおさらである。そうであると利益相反が生じる可能性を防ぎ、仲裁手続の瑕疵発生を防ぐために、第三者資金提供を受けた紛争当事者が仲裁人に当該情報を開示する責務があるということになるのではないだろうか。そして、この場合に情報開示する範囲はどこまでかという問題が生じるであろう。

（2）情報開示の範囲

情報はどこまで開示されるべきか。なぜ、情報開示の範囲が問題になるかと言えば、関係当事者の守秘義務や仲裁人への予断の影響、外部への情報の漏洩などの懸念があることが考えられるからである。

そこで、主要な仲裁機関の仲裁規則において第三者資金提供の情報開示に関する規定が加筆されつつある。いくつかの規定において、次のようなものが見られる。

国際商業会議所（International Chamber of Commerce：ICC）は、2021年の仲裁規則第11条第7項において、仲裁の当事者ではない第三者が資金提供契約を締結し、仲裁事件の結論について経済的利害関係を有する場合には、当該資金提供を受けた当事者は、仲裁裁判所事務局、仲裁廷及びその他の仲裁当事者に対して、資金提供者の存在及び名称を速やかに通知しなければならないとした²⁴⁾。ICSID 仲裁規則2022年は、以前は資金提供者

24) <https://iccwbo.org/content/uploads/sites/3/2020/12/icc-2021-arbitration->

の存在が秘密にされており、潜在的な利益相反の問題があったところ、紛争当事者が第三者資金提供を受けた場合には、当該資金提供者の名称及び住所を開示する必要があるとした²⁵⁾。

中国国際経済貿易仲裁委員会が制定した「国際投資紛争解決仲裁規則(試行)」²⁶⁾第27条第2項は、第三者資金提供について「第三者資金を受け取る当事者は、資金提供契約に署名した後、速やかに相手方当事者、仲裁廷及び事件を管轄する紛争解決センター、又は香港仲裁センター²⁷⁾に第三者資金調達契約の事実、性質、名称及び住所を書面で通知しなければならない。また、仲裁廷は第三者の資金提供を受けた当事者による開示を命じる権限を有する。」と規定している。

香港は、2017年6月23日に「2017年仲裁及び調停法例(第三者資金提供)(修正)条例」を發布した²⁸⁾。これは、仲裁条例第609章第10部に第三者資金提供について加筆修正を加えたものである。ここで重要な点は、資金提供を受けた紛争当事者は、書面により一方の当事者及び仲裁機関、仲裁人又は仲裁廷に資金提供契約に調印したこと、資金提供をした第三者の氏名又は名称を通知しなければならないと規定していることである。

シンガポールは、上述したが2017年民法改正により第三者資金提供について規定している²⁹⁾。また、仲裁における第三者資金提供に関する SIArb

rules-2014-mediation-rules-english-version.pdf

25) <https://www.acerislaw.com/wp-content/uploads/2022/05/Amendments-to-the-Regulations-and-Rules-for-ICSID-Arbitration-Proceedings.pdf>

26) 「国際投資争端仲裁規則(試行)」中国国際経済貿易仲裁委員会(中国国際商会)2017年9月12日採択、2017年10月1日施行。

27) この香港仲裁センターは、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)が香港に設立した支局である。香港の独立した仲裁センターではない。

28) 2017年仲裁及調解法例(第三者資助)(修訂)条例(https://www.doj.gov.hk/sc/legal_dispute/pdf/brief_note_tpf_sc.pdf)。

29) CIVIL LAW ACT (CHAPTER 43) CIVIL LAW (THIRD-PARTY FUNDING) REGULATIONS 2017 (<https://sso.agc.gov.sg/SL/CLA1909-S68-2017> (last visited December 30, 2022)).

ガイドラインは、仲裁手続開始時、又は少なくとも開始後速やかに資金提供者の氏名及び住所について弁護士の主導により開示する義務に言及している。そして、「弁護士（法曹倫理）2015規則49A条」³⁰⁾において紛争解決手続を行う際は、裁判所・仲裁廷及びすべての当事者に紛争に関連する第三者資金提供契約の存在及び資金提供者の特定を紛争の開始日まで又は可能な限り速やかに開示しなければならないと規定している。さらに、シンガポール国際仲裁センター投資仲裁規則（2017年）³¹⁾は、仲裁廷の権限（24(1)）として、当事者に第三者資金提供取決めの存在及び/又は第三者の身元を開示することを命じ、適用とみなされる場合には、第三者資金提供者は仲裁手続の結果、享受する利益の詳細な内容の開示、及び/又は第三者資金提供者は不利な費用負担をすることを承諾しているか否かを開示することを命じることができるとしている。

若干の規則を見たが、その他諸外国の仲裁規則や国際協定において第三者資金提供についての開示義務の傾向があることが認められる³²⁾。手続の透明性、衡平性の担保、利益相反の発見ということに関しては必要なことであろうと考えるが、現時点においては、多くが第三者資金提供の存在、その身元、住所という程度にとどまっている。シンガポールの場合にはこれよりも多少詳細な内容の要求がある。仲裁費用の紛争当事者の分担などを考慮する場合、第三者資金提供契約の内容についてもある程度まで知る

30) LEGAL PROFESSION ACT (CHAPTER 161) LEGAL PROFESSION (PROFESSIONAL CONDUCT) RULES 2015 (<https://sso.agc.gov.sg/SL/LPA1966-S706-2015> (last visited April 6, 2023)).

31) INVESTMENT ARBITRATION RULES OF THE SINGAPORE INTERNATIONAL ARBITRATION CENTRE SIAC INVESTMENT ARBITRATION RULES (1ST EDITION, 1 JANUARY 2017) (https://siac.org.sg/wp-content/uploads/2022/06/SIAC-Investment-Arbitration-Rules-Chinese-Translation-Zhong-Lun-2020-0630_Final.pdf).

32) 例えば、オーストラリア連邦裁判所 No. 17 実務ガイドライン、カナダと欧州連合の包括的経済貿易協定（CETA 協定）、大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定（TTIP 協定）も資金提供者の開示義務を規定している。

必要があるという判断であるかも知れない。ただし、逆に契約内容まですべて知ってしまった場合、かえって仲裁人に予断を与えることにならないかという懸念も生じるであろう。開示された内容は、仲裁人とどまるのか、どこまでもう一方の当事者に知らせるかという問題もある。今後なお検討されなければならない。

VI. 第三者資金提供の効果

ここまで(1)第三者資金提供の概念、(2)香港及びシンガポールの制度の概要、(3)第三者資金提供に関する主な論点、(4)第三者資金提供と衡平の問題について叙述してきたが、以上の問題を踏まえた上で改めて第三者資金提供制度の目的と効果について検討したい。この検討を通じて、第三者資金提供に関する制度整備に何が求められるかの解答が多少なりとも得られるものとする。

第三者資金提供は、正当な権利を有するが訴訟・仲裁費用の捻出が困難なため訴訟・仲裁を断念せざるを得ない者の権利擁護に資するということがある。しかし、この場合に、(1)仲裁の商業化、(2)第三者による仲裁判断への干渉という問題が生じることになる。第三者資金提供の目的は、何よりも資金提供者がより高い経済的利益を得ることにあり、これはベンチャー投資、魅力的な投資になっているという側面が否定できない。資金提供者は、通常の場合に紛争への資金提供に伴うコストとリスクに応じて、被資金提供者が回収した金額の25%から45%の割合でのリターンを求めている³³⁾。また、中国では通常、40%であるという³⁴⁾。そうであるから、資金を提供するかどうかを決定する過程において、仲裁の申立て、給付請求が認められると判断される事件の一方に資金提供をすることになる。この限

33) Third Party Funders for International Arbitration (<https://www.international-arbitration-attorney.com/third-party-funders-international-arbitration/> (last visited April 3, 2023)).

34) *See supra* note 15.

りにおいて、親族や友人の友情からの支援、慈善団体や公益目的に基づく公益団体の資金支援行動とは異なる。

ニューヨーク市弁護士会(NYCBA)は、第三者訴訟の資金調達に関する正式な意見書を発行し、若干のメリットと主な懸念事項を明らかにしている³⁵⁾。ここで、「ノンリコースの訴訟資金調達は増加しており、一部の原告には、法的請求を追求するための費用を支払うための貴重な手段であり、和解又は判決が得られるまで基本的な手続費を維持するための貴重な手段を提供するものである。弁護士がそのような取決めについて助言したり関与したりすること自体は非倫理的ではない。しかし、これは弁護士にとってさまざまな倫理的問題を提起する可能性がある。例えば、秘匿特権の放棄や第三者による訴訟への干渉の可能性などである。ノンリコース資金調達協定の当事者か、又は当事者になることを検討しているクライアントを代表する弁護士は、潜在的な倫理的問題を認識し、問題が発生した場合に対処する準備をしておく必要がある。」と述べている。

さらにもう1つの懸念がある。すなわち、資金提供をした第三者は、当事者の意思に反して、提供をした元本の回収を当然ながら優先させるので、当事者が和解を望んでもこれに消極的であるということが生じ得る³⁶⁾。資金提供者は、仲裁手続の過程で当事者にリーガルサポートもすることが許されるからである。

35) NEW YORK CITY BAR ASSOCIATION, “Formal opinion 2011-2: third party litigation financing”, 2011 (<https://www.nycbar.org/member-and-career-services/committees/reports-listing/reports/detail/formal-opinion-2011-2-third-party-litigation-financing> (last visited April 3, 2023)).

36) B.M. Cremades, Jr. “Third party litigation funding: investing in arbitration”, TMD, Vol. 8, October 2011, p. 36 (Third Party Litigation Funding- Investing in Arbitration by B.M. Cremades, Jr. .pdf) and M. RODAK, “It’s about Time: A System Thinking Analysis of the Litigation Finance Industry and Its Effect on Settlement”, *UNIVERSITY OF PENNSYLVANIA LAW REVIEW* [Vol. 155, 2006, p. 522] (https://scholarship.law.upenn.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1264&context=penn_law_review (last visited April 6, 2023)).

このような弊害をなくすため、例えば、英国では、事務弁護士行為規範 2011年 (The Solicitors Regulation Authority Code of Conduct 2011: 以下、「SRA コード」という) が「公共の利益」のための資金提供であることを責務として定めている。SRA コードは、この点に関して「2以上の原則が対立する場合、優先されるのは、特定の状況における公共の利益、特に司法の適切な運営における公共の利益が最も優先される。」³⁷⁾としている。

第三者資金提供の利用が増える趨勢にある。第三者資金提供を推奨する者は、仲裁費用などのコスト面で仲裁申立を断念していた当事者がアクセスしやすくなり、仲裁の利用が促進されるであろうことを最大の利点として主張する。しかし、若干の懸念について上述したが、これ以外の批判もある。第三者資金提供に反対する者は、利益相反が生じる懸念、手続が煩雑になること、濫訴、さらには、資金提供者がハゲタカ投資家³⁸⁾、ガンブラー³⁹⁾、ヤミ金融⁴⁰⁾となる懸念を指摘する。

欧州議会は、2022年9月13日に民事訴訟に関する第三者資金提供により生じる可能性のある濫訴を防止するための新しい規制枠組みの導入を求める法務委員会の報告書 (DRAFT REPORT with recommendations to the Commission on Responsible private funding of litigation (2020/2130

37) https://www.lfpro.co.uk/Uploads/medialibrary/sra_code_of_conduct.pdf

38) M. KANTOR, “Third-party Funding in International Arbitration: An Essay About New Developments”, 24 ICSID Rev. 2009, 66; S. MENON, “Some Cautionary Notes for an Age of Opportunity”, Chartered Institute of Arbitrators International Arbitration Conference 22 August 2013, 9 and www.singaporelaw.sg/sglaw/images/media/130822%20Some%20cautionary%20notes%20for%20an%20age%20of%20opportunity.pdf

39) J. MOLOT, “Litigation Finance: A Market Solution to a Procedural Problem”, 99 Geo. L. J. 2010, 96.

40) CATHERINE A. ROGERS, ETHICS IN INTERNATIONAL ARBITRATION (OUP 2014, forthcoming) “Gamblers, Loan Sharks & Third-Party Funders”, Penn State Law Research Paper No. 51-2013 2013, 2 and http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2345962 (last visited April 3, 2023)

(INL)⁴¹⁾を承認した⁴²⁾。この報告者がまとめられたのは、上述したとおり、第三者資金提供には批判的な声もあり、これの規制を求める声が高まっているという事情もある。この報告書の内容、提言が国際仲裁の第三者資金提供問題にも影響を与える可能性がある。現在、主要な仲裁機関は、第三者資金提供について情報開示を義務付ける仲裁規則改正も行っているところである。しかし、なお十分に制度化され、国際的に統一されたモデルはない。報告書では、濫訴の防止が主たるテーマとなっており⁴³⁾、この点について資金提供者の利益回収に40%の上限を定め、敗訴した場合の資金提供者の負担すべき費用も支払う義務、及び資金提供契約の開示を求めるとした。また、当該事件が第三者資金提供を利用していることについて外部に開示をしなければならないこと、弁護士は資金提供をする第三者の紹介について手数料等を請求してはならないという提言もしている。

VII. ま と め

今日、中小企業が国際取引契約に直接関わり、紛争当事者となることも多くなっている。そして、商事紛争解決においては仲裁が奨励される。この理由の1つに民事訴訟と比較した場合の廉価性が指摘されている。しかし、中小企業にとって国際仲裁を行う場合であっても紛争処理に際しては大きな費用負担が生じることは事実であり、国際取引の相手方に対する損

41) https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/JURI-PR-680934_EN.pdf

42) TIMOTHY J. FEIGHERY, LEE M. CAPLAN, MAXIME JEANPIERRE, MAYA S. COHEN, “EU Parliament Voted To Regulate Third-Party Funding” (<https://www.afslaw.com/perspectives/international-arbitration-dispute-resolution-blog/eu-parliament-voted-regulate-third> (last visited December 30, 2022)).

43) コモンローの諸国では「訴訟幫助禁止の原則 (Maintenance and Champerty)」により第三者資金提供を行うこと自体が不法行為に該当するものとされてきた。この「訴訟幫助禁止の原則」の趣旨は、経済的弱者が資金提供者によって搾取されるのを防ぎ、かつ濫訴を防止することで裁判所の負担を軽減することにあった。

害賠償請求を断念することもある。このときに第三者から資金提供を受けることができれば、仲裁遂行費用の不足を補い紛争当事者間の平等性の確保、正当な利益保護のための主張機会の提供、ひいては公正・衡平性が確保されることとなり、仲裁の利用度も増すことになるであろう。

しかし、一方で資金提供をしようとする第三者は、ビジネスとして資金提供をするのであるから、資金提供をする紛争当事者の請求が認容される見込みがなければ資金提供をしないということになる。そうであると仲裁の利用促進とは言いながら、必ずしも仲裁関係費用を必要とする紛争当事者に資金提供がなされるということにはならない。また、このようなビジネスであるから、第三者資金提供を受けた紛争当事者の主張に理があると仲裁人が予断を持つことにならないかという懸念も生じそうである。こうした問題を回避するためには、資金提供者を登録制にするなどの対策も必要になるだろう。

さらに検討すべき課題として、第三者資金提供があるゆえに仲裁費用の配分の問題、資金提供を受けていない当事者の権利と利益保護の問題（費用保証制度の適用）、資金調達契約内容（弁護士費用、資金提供者の投資収益⁴⁴⁾）、間接的資金提供の問題（紛争当事者の会社代表者や関連会社からの資金提供、エクイティファイナンスの利用、その他の第三者以外からの財政的支援）なども考えられる⁴⁵⁾。第三者資金提供の効果についてもさ

44) LAMM and HELLBECK refer to this inconvenient situation as a “Bermuda Triangle of divergent interests”. C. LAMM and E. HELLBECK, “Third-party funding in investor-state arbitration” in B. CREMADES and A. DIMOLITSA (eds.), *Dossier X: Third-party Funding in International Arbitration*, Paris, ICC Publishing S.A., 2013, 107.

45) これらの問題については、UNCITRAL Working Group IIIにおいて一部検討されている。“Possible reform of investor-State dispute settlement (ISDS) Draft provisions on third-party funding”, “Possible reform of investor-State dispute settlement (ISDS) Draft provisions on procedural reform” (https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/wp_219_-_draft_provisions_on_procedural_reform_.pdf), “Initial Draft on the regulation of third-

らに検証が必要であろうと考える。このような検証を通じて、第三者資金提供に関する制度の標準化を進める必要があるのではないか。

基本的には国際商事・投資紛争については、国家権力による民事訴訟制度を利用するよりも仲裁という私的紛争解決の方が紛争当事者にとって衡平性が確保でき、ウィンウィンの処理も期待できる。仮に日本の国際仲裁においても第三者資金提供を導入しようとするのであれば、本文で検討した各視点から第三者資金提供について議論する必要があるだろう。

party funding Compilation of comments” (https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/compilation_of_comments_tpf_1.pdf).

Third-Party Funding in International Arbitration

Yukio KAJITA

Summary

Arbitration is often the preferred solution for international business disputes. At this time, there is a problem that the cost of arbitration is increasing. As a countermeasure to this problem, Third-party funding is becoming increasingly common in international arbitration proceedings. Does Third-Party Funding have any problem with fairness in arbitration proceedings? It needs to be considered. In arbitration proceedings, if a third party is involved in providing funding, will there be conflicts of interest among stakeholders such as parties to the dispute, lawyers for the parties to the dispute, and arbitrators? Alternatively, whether or not the arbitrator and the other party are aware of the existence of third-party funding itself, and if so, when they became aware of it, will the arbitral award be affected? What rules are necessary for arbitrators to make equitable decisions? We need to think about the practical development of Third-Party Funding in international arbitration from the fair. I consider this in the following order. First, clarify the concept of third-party funding; second, trends in Hong Kong and Singapore; third, main issues related to third-party funding; and fourth, third-party funding and equity. Considering the issue, for international business disputes, arbitration, a private dispute resolution method, can ensure fairness for the disputing parties rather than using the civil litigation system by state power, and a win-win settlement can be expected. If third-party funding is to be introduced in international arbitration in Japan as well, it will be necessary to consider third-party funding from the above perspective.